

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県プール指導要綱の一部改正

(生活衛生課)

ページ
一

号外 (二) 平成十九年 六月十三日

告示

岐阜県告示第四百三十一号の二

岐阜県プール指導要綱(平成元年岐阜県告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十三日

岐阜県知事 古田 肇

第二条中「、遊泳の用に供する部分の容量の合計がおおむね百立方メートル以上の施設で」を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2 プールを設置した者は、前項の規定により届け出た事項のうち構造設備を変更するときは変更しようとする日の三十日前までに、構造設備を除くその他の届出事項に変更があったときは速やかにプール設置届記載事項変更届(別記第二号様式)を保健所長に提出するものとする。

第四条の見出しを「(衛生基準及び安全基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

プールの衛生基準(水質基準、施設基準及び維持管理基準)については別表のとおりとし、プールの安全基準については「プールの安全標準指針」(平成十九年三月文部科学省及び国土交通省策定)によるものとする。

第四条第二項及び第六条第一項中「衛生基準」の下に「及び安全基準」を加える。

別表第一六中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同表第一二(一)ただし書を削り、同表第一二(二)中「遊離残留塩素濃度」を「遊離残留塩素濃度、一酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度」に、「DPD法」を「ジエチル p フェニレンジアミン法(DPD法)」

「乳糖メイトン フリリアントゲリオン乳糖胆汁メイトン培地法又は」
 「安全措置が」や「管理が十分できるように」
 「二酸化炭素」
 「探暖室及び探暖槽」

「探暖室及び探暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。」

「安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者」
 「大腸菌」
 「アルコール」
 「炭酸ガス」
 「120cm」
 「150cm」
 「適切に」
 「経時変化や温度による影響を考慮して適切に」
 「循環式浴槽におけるシオネラ症防止対策マニュアル」
 「衛生管理日誌」
 「記録し、これを3年以上保管」

「 7 開 設 時 間 時から 時	
7 開 設 時 間	時から
8 管 理 者 (法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)	住所 氏名 電話

時まで	「 8 管理責任者」	「 9 管理責任者」	「 9 衛生管理

「 10 衛生管理者」	「 10 添付書類」	「 11 添付書類」	「 探暖室 (槽) 探暖室 遊戯 観覧

(槽)	有	無	掲 示 設 備	有	無
設 備	有 (危害防止)	無		
席	有 (アルコールサイトとの区画)	無		

「 探暖室 (槽) 有 ・ 無 掲 示 設 備 有 ・ 無 」

「 1」の設置状況は、平成十九年七月一日現在の状況とす。

2 遊泳の用に供する部分の容量の合計が百立方メートル未満のプールについては、改正後の第四条第二項の規定（衛生基準のうち水質基準を除く）は、当分の間、適用しない。

平成十九年六月十三日印刷
平成十九年六月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社